

岩手県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和4年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 奥州市
- （2）基本測量を実施する期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- （3）実施する基本測量の種類 地磁気測量
- 2（1）基本測量を実施する地域 盛岡市、岩手郡岩手町及び下閉伊郡岩泉町
- （2）基本測量を実施する期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- （3）実施する基本測量の種類 ジオイド測量